

<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づく りに関する法律(平成23年法律第123号(以 下「津波法」という))第53条第1項に基づく区 域です。

〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法 第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を 防止するために警戒避難体制を特に整備すべ き区域です。

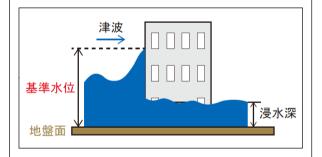
〇宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内 の住宅建物を取引する場合、宅地建物取引業 法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく 重要事項説明の対象となります。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づ く水位で、津波の発生時における避難施設の 避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深 に係る水位に建築物等への衝突による津波の 水位の上昇を考慮して必要と認められる値を 加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メ ートル単位)で表示しています。

(下図参照)



【地形(標高)データ】

○基準水位の算出に用いた「地形(標高)デー タ」は、平成30年度に実施した航空レーザー測 量等の結果を基に作成しているため、その後の 開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形 状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、令和2年時点の国土地理院 の国土基本情報または市所管の地形図データ を基に作成しているため、実際の道路や建物 等が背景図と異なっている場合があります。

N	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺	市町名	美浜町
1:2,500	図面番号	6